平成２７年（フ）第６８号
宮崎県都城市高城町大井手2573番地
債務者　本多　　剛
1　決定年月日時　平成27年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９６号
函館市亀田港町１番７号　マンション和　10号室
債務者　藤谷喜世子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９８号
函館市石川町134番地104
債務者　向山　孝志
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７号
島根県出雲市中野町853番地11
債務者　中島　健司
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５６号
島根県大田市仁摩町天河内849番地１
債務者　松本かおり
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５８号
島根県出雲市朝山町629番地２
債務者　原　由香梨
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６６号
島根県出雲市浜町1092番地１
債務者　三木　達郎
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６７号
島根県出雲市浜町1092番地１
債務者　三木　照子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第６８号
島根県大田市大田町大田ハ281番地
債務者　横田　美紀
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２３６１号
大阪市鶴見区諸口２丁目10番28号
債務者　柿崎　孝子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７６４号
大阪府茨木市下穂積３丁目３番25号　ハイツ竹中　101号、前住所京都府亀岡市東別院町鎌倉見立25番地６
債務者　五代　文男
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３４号
大阪府枚方市茄子作北町39番65―202号
債務者　大瀧　健二
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７４号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目14番18号　稲田マンション　15号
債務者　萩原　りか
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０９号
埼玉県朝霞市三原２丁目９番27号　フラット三原Ⅰ　101、旧住所埼玉県朝霞市溝沼６丁目19番32号　アビタシオンＣ棟101
債務者　栗原　　弘
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
埼玉県草加市青柳７丁目２番12号
債務者　坂田美津子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
新潟県長岡市下々条２丁目1366番１号　レオパレス夏107号室、住民票上の住所新潟県新潟市西区平島１丁目24番地１　エンゼルハイム青山東402号
債務者　柳　　俊輔
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係